工事特記仕様書（令和7年2月25日以降適用）新旧対照表

新

特　記　仕　様　書
（旭川市土木部土木建設課　令和7年2月版）

仕様書目次

項　目	記載ページ	項　目	記載ページ
1 総　則（共　通）		5 使用資材（選　択）	
(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	□ (1) 生コンクリート	46
□ (2) 一般	2,3	□ (2) 区画線	46
(3) 工事施工前に際して	4	□ (3) 瀝青材	46
(4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6	□ (4) 再生骨材(コンクリート廃材)	47
(5) 建設業退職金共済について	7	□ (5) 生芝	47
(6) 交通誘導警備員について	8	□ (6) 枯損樹木等の植え替えについて	47
(7) 工事標識	9,10	□ (7) 塗装	48
(8) 建設機械について	11,12	□ (8) 再生アスファルト安定処理　旭川市型	49
(9) 週休2日工事の実施について	13		
(10) 週休2日交代制工事の実施について	14	6 各種様式（共　通）	
(11) フレックス方式余裕期間制度の実施について	15	履行報告書	様式-1
		道路(河川)工事等緊急一覧表	様式-2
		施工体制台帳	様式-3-1
2 施工条件（共　通）		作業員名簿	様式-3-2
(1) 工程関係	16	建設業法・屋用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)	様式-4
(2) 公害関係	16,17	施工体系図	様式-5
(3) 安全対策関係	17	排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6
(4) 工事用道路関係	17	工事関係機関打合せ確認書	様式-7
(5) 建設副産物・廃棄物関係	18～21	「ほくでん」送電線に関わる協議	様式-8
(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係	22	休日作業の承認願い	様式-9
		工事施工協議簿	様式-10
3 施工条件（選　択）		段階確認願い	様式-11
□ (1) 本工事を施工するための条件	23	立会願い	様式-12
□ (2) 安全対策	24	社内検査実施結果報告書	様式-13
□ (3) 工期・工程関係	24	安全訓練等実施報告書	様式-14
□ (4) 盛土材・廃棄物関係	25,26	使用資材承認願い	様式-15
□ (5) 段階確認	26	交通誘導警備員選定通知書	様式-16
□ (6) 支障物件等について	27	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17
□ (7) 現場環境改善	28	プラント搬入量確定確認書	様式-18
□ (8) 植生工	29	境界点等地先立会簿	様式-19
□ (9) すき取り土の再利用について	30	「建退共」共済証紙の配布状況調査表	様式-20
□ (10) 既設路盤材の再生処理について	31	旭川市道路照明設置一覧表	様式-21
□ (11) 家屋の事前・事後調査	32	旭川市道路照明台帳	様式-22
□ (12) 仮設工	32	路面ヒーター稼働時間調書	様式-23
□ (13) 冬期による施工条件について	33	取りまとめ結果表	様式-24
□ (14) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について	34	休暇届	様式-25
□ (15) 民地排水接続について	34	隣接工作物等所有者確認簿	様式-26
□ (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について	34		
□ (17) その他	34,35		
4 使用資材（共　通）			
(1) 縁石	36～38		
(2) 側溝	39,40		
(3) アスファルトコンクリート	41～44		
(4) 取付管用支管	45		
(5) 客土	45		

○日付の変更

○記載ページの変更

○文言の修正・削除

旧

特　記　仕　様　書
（旭川市土木部土木建設課　令和6年10月版）

仕様書目次

項　目	記載ページ	項　目	記載ページ
1 総　則（共　通）		5 使用資材（選　択）	
(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	□ (1) 生コンクリート	57
□ (2) 一般	2,3	□ (2) 区画線	57
(3) 工事施工前に際して	3,4	□ (3) 瀝青材	57
(4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6	□ (4) 再生骨材(コンクリート廃材)	58
□ (5) 工事提出書類の簡素化について	6	□ (5) 生芝	58
□ (6) 工事しゅん功に際して	7	□ (6) 枯損樹木等の植え替えについて	58
(7) 建設業退職金共済について	8	□ (7) 塗装	59
(8) 交通誘導警備員について	9	□ (8) 再生アスファルト安定処理　旭川市型	60
(9) 工事標識	10,11		
(10) 建設機械について	12,13	6 各種様式（共　通）	
(11) 工事成果品について	14～24	履行報告書	様式-1
(12) 週休2日工事の実施について	25	道路(河川)工事等緊急一覧表	様式-2
(13) 週休2日交代制工事の実施について	25,26	施工体制台帳	様式-3-1
(14) フレックス方式余裕期間制度の実施について	27	作業員名簿	様式-3-2
2 施工条件（共　通）		建設業法・屋用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)	様式-4
(1) 工程関係	28	施工体系図	様式-5
(2) 公害関係	28,29	排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6
(3) 安全対策関係	29	工事関係機関打合せ確認書	様式-7
(4) 工事用道路関係	29	「ほくでん」送電線に関わる協議	様式-8
(5) 建設副産物・廃棄物関係	30～33	休日作業の承認願い	様式-9
(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係	34	工事施工協議簿	様式-10
		段階確認願い	様式-11
3 施工条件（選　択）		立会願い	様式-12
□ (1) 本工事を施工するための条件	35	社内検査実施結果報告書	様式-13
□ (2) 安全対策	36	安全訓練等実施報告書	様式-14
□ (3) 工期・工程関係	36	使用資材承認願い	様式-15
□ (4) 盛土材・廃棄物関係	37	交通誘導警備員選定通知書	様式-16
□ (5) 段階確認	38	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17
□ (6) 支障物件等について	39	プラント搬入量確定確認書	様式-18
□ (7) 現場環境改善	40	境界点等地先立会簿	様式-19
□ (8) 植生工	41	「建退共」共済証紙の配布状況調査表	様式-20
□ (9) すき取り土の再利用について	42	旭川市道路照明設置一覧表	様式-21
□ (10) 既設路盤材の再生処理について	43	旭川市道路照明台帳	様式-22
□ (11) 家屋の事前・事後調査	44	路面ヒーター稼働時間調書	様式-23
□ (12) 仮設工	44	取りまとめ結果表	様式-24
□ (13) 冬期による施工条件について	45	休暇届	様式-25
□ (14) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について	46	隣接工作物等所有者確認簿	様式-26
□ (15) 民地排水接続について	46		
□ (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について	46	段階確認願い・立会願い(簡素化用)	簡素化様式1
□ (17) その他	46	休日作業の承認願い(簡素化用)	簡素化様式2
4 使用資材（共　通）			
(1) 縁石	47～49		
(2) 側溝	50,51		
(3) アスファルトコンクリート	52～55		
(4) 取付管用支管	56		
(5) 客土	56		

改定ページ：目次

新	旧
注 意 事 項 1　「1，2，4，6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は，土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3，5」(選択)については，設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html 2　土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。 3　本特記仕様書は，令和7年2月25日以後に公告する請負工事から適用する。 ○日付の変更	注 意 事 項 1　「1，2，4，6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は，土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3，5」(選択)については，設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html 2　土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。 3　本特記仕様書は，令和6年10月11日以後に公告する請負工事から適用する。
改定ページ：注意事項	

工事特記仕様書（令和7年2月25日以降適用）新旧対照表

新

1 総 則 （ 共 通 ）

（1） 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって

ア 北海道建設部土木工事共通仕様書(令和6年10月版)に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。

北海道共通仕様書				旭川市建設工事請負契約約款
ページ	行			
共通6	29	第17条	→	第18条
共通7	13	第30条，第36条，第37条	→	第31条，第37条，第38条
共通7	15	第30条第2項	→	第31条第2項
共通8	9	第17条第1項	→	第18条第1項
共通10	18	第8条第2項	→	第9条第2項
共通10	30	第8条	→	第9条
共通13	21	第19条	→	第20条
共通13	25	第25条	→	第26条
共通14	7	第17条第5項，第19条，第20条及び第21条第1項	→	第18条第5項，第20条，第21条及び第22条第1項
共通14	11	第17条第5項	→	第18条第4項
共通14	14	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	16	第19条	→	第20条
共通14	19	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	21	第20条	→	第21条
共通14	23	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	26	第21条第1項	→	第22条第1項
共通14	28	第23条第2項	→	第23条第2項
共通15	2	第14条第1項	→	第15条第1項
共通15	4	第14条第9項	→	15条第9項
共通18	6	第8条第2項第3号，第12条第2項又は第13条第1項	→	第9条第2項第3号，第13条第2項又は第14条第1項
共通18	8	第16条及び第30条	→	第17条及び第31条
共通23	12	第30条	→	第31条
共通23	17	第16条第1項	→	第17条第1項
共通23	31	第36条	→	第37条
共通23	32	第37条	→	第38条
共通23	34	第36条	→	第37条
共通24	16	第32条	→	第33条
共通25	2	第10条	→	第11条
共通33	6	第27条	→	第28条
共通36	29	第32条	→	第33条
共通36	32	第8条	→	第9条
共通41	16	第8条第5項	→	第9条第5項
共通41	25	第28条	→	第29条
共通41	28	第28条第4項	→	第29条第2項
共通41	29	第25条	→	第26条
共通41	34	第7条	→	第8条

イ 以下の記述を読み替える

ページ	行			
共通5	3	北海道建設部	→	旭川市
共通5	9	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→	旭川市契約事務取扱規則
共通5	10	「北海道請負工事検査要領」	→	旭川市契約事務取扱規則

－ 1 －

○読み替えページの修正

旧

1 総 則 （ 共 通 ）

（1） 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって

ア 北海道建設部土木工事共通仕様書(令和5年10月版)に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。

北海道共通仕様書				旭川市建設工事請負契約約款
ページ	行			
共通6	29	第17条	→	第18条
共通7	13	第30条，第36条，第37条	→	第31条，第37条，第38条
共通7	15	第30条第2項	→	第31条第2項
共通8	9	第17条第1項	→	第18条第1項
共通10	18	第8条第2項	→	第9条第2項
共通10	30	第8条	→	第9条
共通13	21	第19条	→	第20条
共通13	25	第25条	→	第26条
共通14	7	第17条第5項，第19条，第20条及び第21条第1項	→	第18条第5項，第20条，第21条及び第22条第1項
共通14	11	第17条第5項	→	第18条第4項
共通14	14	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	16	第19条	→	第20条
共通14	19	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	21	第20条	→	第21条
共通14	23	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	26	第21条第1項	→	第22条第1項
共通14	28	第23条第2項	→	第23条第2項
共通15	2	第14条第1項	→	第15条第1項
共通15	4	第14条第9項	→	15条第9項
共通17	35	第8条第2項第3号，第12条第2項又は第13条第1項	→	第9条第2項第3号，第13条第2項又は第14条第1項
共通17	37	第16条及び第30条	→	第17条及び第31条
共通23	12	第30条	→	第31条
共通23	17	第16条第1項	→	第17条第1項
共通23	31	第36条	→	第37条
共通23	32	第37条	→	第38条
共通23	34	第36条	→	第37条
共通24	16	第32条	→	第33条
共通25	2	第10条	→	第11条
共通33	6	第27条	→	第28条
共通36	20	第32条	→	第33条
共通36	23	第8条	→	第9条
共通41	1	第8条第5項	→	第9条第5項
共通41	10	第28条	→	第29条
共通41	13	第28条第4項	→	第29条第2項
共通41	14	第25条	→	第26条
共通41	19	第7条	→	第8条

イ 以下の記述を読み替える

ページ	行			
共通5	3	北海道建設部	→	旭川市
共通5	9	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→	旭川市契約事務取扱規則
共通5	10	「北海道請負工事検査要領」	→	旭川市契約事務取扱規則

－ 1 －

改定ページ：P.1

新

☑ (2) 一 般

ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。

- □ 本工事は，施工箇所が点在していることから，施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。
- □ 本工事は，4月1日以降の施工を想定しているため，現場管理費に関わる補正係数（積雪寒冷地域）は適用しない。
- □ 本工事は，週休2日工事の対象であるため P.13および「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- □ 本工事は，週休2日交代制工事の対象であるため P.14および「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- □ 本工事は，フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため，P.15および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。
- ☑ 本工事において，遠隔臨場段階・現場確認を希望する際は，「土木工事現場の遠隔臨場に関する試行要領」を確認すること。
- ☑ 本工事において，「情報共有システム」を利用する際は，「情報共有/電子納品運用ガイドライン」を確認すること。
- ☑ 工事成果品の仕様については，「工事成果品等作成マニュアル」を参照し，作成・提出すること。

イ 工事の施工に当たっては本仕様書及び「公示用設計図書」に基づき実施するものとする。

ウ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量は，ロス分や割り増し等は含まないものである。

エ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量等は参考資料であって，特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず，参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

オ 本工事においては，設計変更図書の作成（設計変更図の作成及び数量の算出）を行う場合がある。

カ 1日未満で完了する作業の積算について

(ｱ) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下，「1日未満積算基準」と言う。）は，変更積算のみに適用する。
(ｲ) 受注者は，当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に，「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
(ｳ) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には，「1日未満積算基準」は適用しない。
(ｴ) 受注者は，協議に当って，「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報，実際の費用を示す資料等）を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書，請求書等）により，当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には，「1日未満積算基準」は適用しない。
(ｵ) 通年の維持管理業務など人工精算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には，「1日未満積算基準」を適用しない。

キ 技能士

(ｱ) 次の作業については，職業能力開発促進法に基づく技能士（1級または2級）をあてるものとする。
（作業例：造園，石材施工，型枠施工，鉄筋施工，防水施工　等）
(ｲ) 技能士は，工事の施工に当たって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導をおこなうものとする。
(ｳ) 作業の一部が軽易な場合は，監督員の許可があれば省略することができる。

— 2 —

○文言の追加

旧

(2) 一 般

ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。

- □ 本工事は，施工箇所が点在していることから，施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。
- □ 本工事は，4月1日以降の施工を想定しているため，現場管理費に関わる補正係数（積雪寒冷地域）は適用しない。
- □ 本工事は，月単位の週休2日工事の対象であるため P.25および「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- □ 本工事は，月単位の週休2日交代制工事の対象であるため P.25～26および「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- □ 本工事は，フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため，P.26および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。
- □ 本工事は，電子検査の対象工事であるため，「工事成果品等作成マニュアル（改良・舗装工事等）」を確認すること。

イ 工事の施工に当たっては本仕様書及び「公示用設計図書」に基づき実施するものとする。

ウ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量は，ロス分や割り増し等は含まないものである。

エ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量等は参考資料であって，特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず，参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

オ 本工事においては，設計変更図書の作成（設計変更図の作成及び数量の算出）を行う場合がある。

カ 1日未満で完了する作業の積算について

(ｱ) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下，「1日未満積算基準」と言う。）は，変更積算のみに適用する。
(ｲ) 受注者は，当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に，「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
(ｳ) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には，「1日未満積算基準」は適用しない。
(ｴ) 受注者は，協議に当って，「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報，実際の費用を示す資料等）を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書，請求書等）により，当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には，「1日未満積算基準」は適用しない。
(ｵ) 通年の維持管理業務など人工精算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には，「1日未満積算基準」を適用しない。

キ 技能士

(ｱ) 次の作業については，職業能力開発促進法に基づく技能士（1級または2級）をあてるものとする。
（作業例：造園，石材施工，型枠施工，鉄筋施工，防水施工　等）
(ｲ) 技能士は，工事の施工に当たって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導をおこなうものとする。
(ｳ) 作業の一部が軽易な場合は，監督員の許可があれば省略することができる。

— 2 —

改定ページ：P.2

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>○ページの削除</td><td>
(6)工事しゅん功に際して

ア 工事成果品
工事成果品等の作成についての留意事項に基づき作成し，施工条件（選択）に従い，「(11)工事成果品について」に沿って提出すること。

イ 工事完成図
工事完成図は，下記のとおり作成し，図面データを提出すること。
<table>
<tr><td>作成区間</td><td>全　　線</td></tr>
<tr><td>記載内容</td><td>平面図，縦断図，定規図，各種詳細図を総括して作成</td></tr>
</table>

ウ 工事完成写真
(ア) 工事完成写真を1部作成し提出すること。また，CD－R内の「工事写真帳」フォルダに格納すること。
(イ) 上記については，位置図，工事標識，着工前・完成写真，建設業の許可票のほか，主たる工種の写真（10枚程度）を添付する。
☑ a 着工前・完成写真の作成について
当該工事は，公共施設等適正管理推進事業債の対象工事となっているため，通常の着工前・完成写真に加え，
公共施設等適正管理推進事業債対象工事の書類成果として，次の内容を追加すること。
☑ (a) 排水構造物工
A 着工前写真
(A) 既設側溝の老朽化状況(経年劣化や凍上等による損傷状況(亀裂，剥落，鉄筋露出，傾倒等))がわかる写真
(B) 添付頻度　路線毎に1枚
B 完成写真
(A) 着工前写真撮影箇所における埋戻し前完成写真
(B) 添付頻度　路線毎に1枚
☑ (b) 舗装工
A 着工前写真
(A) 既設車道舗装の老朽化状況(凍上による亀裂や陥没等)がわかる写真
(B) 添付頻度　路線毎に1枚
B 完成写真
(A) 着工前写真撮影箇所における完成写真
(B) 添付頻度　路線毎に1枚
□ (c) その他構造物補修・更新（□ 防護柵，□ 標識，□ 道路照明）
A 着工前写真
(A) 既設構造物の老朽化(腐食，欠損，変形等)状況がわかる写真
(B) 添付頻度　路線及び構造物毎に1枚
B 完成写真
(A) 着工前写真撮影箇所における完成写真
(B) 添付頻度　路線及び構造物毎に1枚

－ 7 －
</td></tr>
<tr><td colspan="2">改定ページ：旧P.7</td></tr>
</table>

新

(2) 道路用地への埋設物(ロードヒーティングや融雪槽の排水管等)の有無については，着手前に地権者等に確認を行うこと。

コ 取りまとめ結果表（様式-24）
施工管理（出来形管理，品質管理）の結果を，しゅん功時に提出すること。

サ 休暇届（様式-25）
ゴールデンウィーク，夏期休暇，年末年始休暇により，長期間工事を休止する場合は，監督員と協議の上，休暇中の現場の安全管理方法を定め，「休暇届」を提出すること。

シ 隣接工作物等所有者確認簿（様式-26）
本確認簿は,道路工事に隣接している民地の工作物等について,道路工事の影響による工作物の変状がないことを確認するために行うものである。
確認対象とする工作物等は監督員との協議で決定する。
工事着手前，完了後に，工作物等の状況写真を撮影し,別途所有者等に確認を行うこと。（立会写真は不要）
様式-26に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。 改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは，次のとおりとする。

・改良工事の請負人は，改良工事着手前に地権者等に,本確認簿へ確認の署名をもらうこと。
・改良工事の請負人は，改良工事完了時に地権者等に,本確認簿へ確認の署名をもらうこと。
・改良工事の請負人は，改良工事完了時に舗装工事の請負人に本確認簿を引き継ぐこと。
・舗装工事の請負人は,本確認簿の引き継ぎを受けたあと,舗装工事着手前および完了時に工作物の状況写真を撮影すること。
なお,所有者等の確認の署名は不要とする。

注1） 所有者が確認出来ない場合は，監督員が立会し工作物を確認すること。
注2） 添付資料として,対象工作物ごと（事前・事後）の写真・平面図・立面図などを作成し完了時に報告提出する。
注3） 隣接工作物に変状があった場合は,改良工事舗装工事に関わらず監督員と協議すること。

○文言の削除

旧

・改良工事の請負人は，改良工事着手前に地権者等に,本確認簿へ確認の署名をもらうこと。
・改良工事の請負人は，改良工事完了時に地権者等に,本確認簿へ確認の署名をもらうこと。
・改良工事の請負人は，改良工事完了時に舗装工事の請負人に本確認簿を引き継ぐこと。
・舗装工事の請負人は,本確認簿の引き継ぎを受けたあと,舗装工事着手前および完了時に工作物の状況写真を撮影すること。
なお,所有者等の確認の署名は不要とする。

注1） 所有者が確認出来ない場合は，監督員が立会し工作物を確認すること。
注2） 添付資料として,対象工作物ごと（事前・事後）の写真・平面図・立面図などを作成し完了時に報告提出する。
注3） 隣接工作物に変状があった場合は,改良工事舗装工事に関わらず監督員と協議すること。

☑ (5)工事提出書類の簡素化について

ア 本工事は，提出書類の簡素化を目的とした対象工事である。
ファイル説明書は「ファイル説明書（簡素化用）」を使用すること。

イ 簡素化する書類は次のとおりとする。
（ア） 施工計画書のうち監督員が指示する書類（当初請負金額が500万円未満の舗装工事のみ）
（イ） 段階確認願い
（ウ） 立会願い
（エ） 休日作業の承認願い
（オ） 使用資材承認願いに添付する品質規格証明書のうち，監督員が指示する資材
（カ） 工事写真帳

ウ 提出方法
（ア） イのうち，(イ)～(エ)については電子メールにて提出するものとする。
なお，電子メールを使用できない場合は監督員と協議すること。
（イ） イのうち，(イ)～(エ)については，成果品として「簡素化様式1」～「簡素化様式2」を提出する。
ただし，段階確認結果及び立会結果に係る資料は提出すること。
（ウ） イのうち，(オ)については，監督員が指示する資材に係る品質規格証明書の添付を省略する。
（エ） イ以外の成果品については，「(1)工事成果品について」の規定に基づくこと。

エ その他，これに定められていない場合は，工事監督員と協議すること。

改定ページ：P.6

工事特記仕様書（令和7年2月25日以降適用）新旧対照表

新	旧
○ページの削除	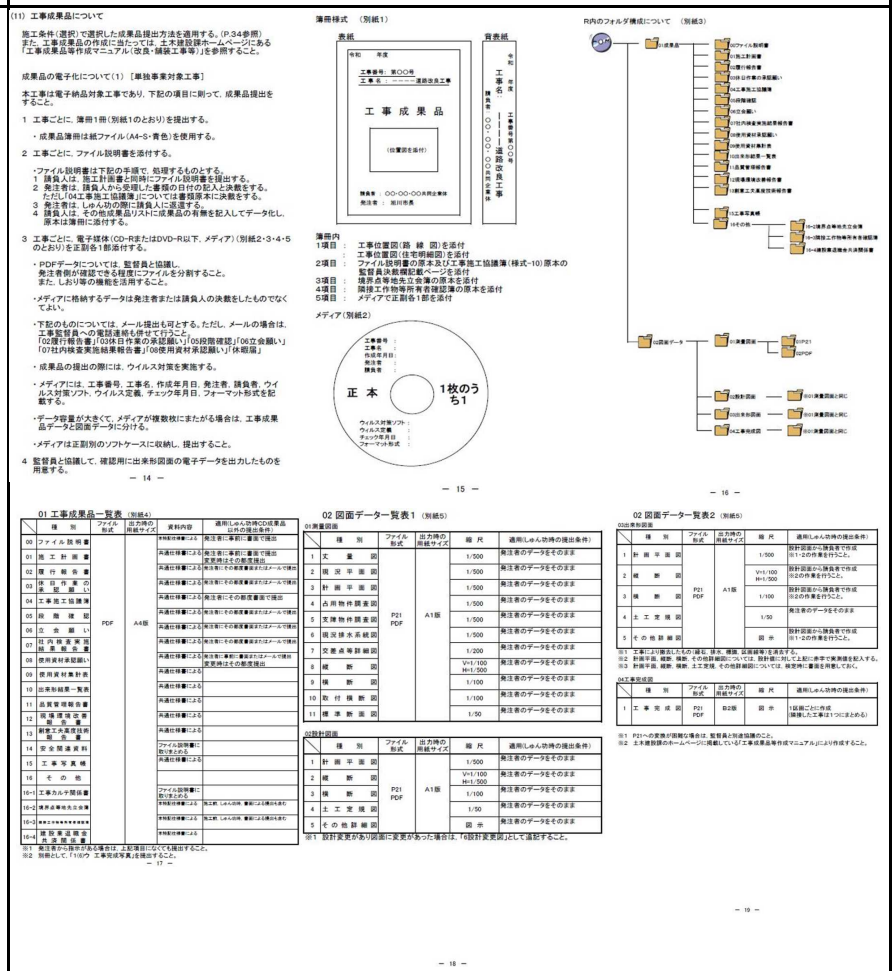
削除ページ：旧P.14～19	

(11) 工事成果品について

施工条件(選択)で選択した成果品提出方法を適用する。(P.34参照)
また、工事成果品の作成に当たっては、土木建設課ホームページにある「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を参照すること。

成果品の電子化について(1) ［単独事業対象工事］

本工事は電子納品対象工事であり、下記の項目に則って、成果品提出をすること。

1 工事ごとに、簿冊1冊(別紙1のとおり)を提出する。

・成果品簿冊は紙ファイル(A4-S・青色)を使用する。

2 工事ごとに、ファイル説明書を添付する。

・ファイル説明書は下記の手順で、処理するものとする。
1 請負人は、施工計画書と同時にファイル説明書を提出する。
2 発注者は、請負人から受理した書類の日付の記入と決裁をする。
ただし、「04工事施工協議簿」については書類原本に決裁をする。
3 発注者は、しゅん功の際に請負人に返還する。
4 請負人は、その他成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。

3 工事ごとに、電子媒体(CD-RまたはDVD-R以下、メディア)(別紙2・3・4・5のとおり)を正副各1部添付する。

・PDFデータについては、監督員と協議し、
発注者側が確認できる程度にファイルを分割すること。
また、しおり等の機能を活用すること。

・メディアに格納するデータは発注者または請負人の決裁をしたものでなくてよい。

・下記のものについては、メール提出も可とする。ただし、メールの場合は、工事監督員への電話連絡も併せて行うこと。
「02履行報告書」「03休日作業の承認願い」「05段階確認」「06立会願い」「07社内検査実施結果報告書」「08使用資材承認願い」「休暇届」

・成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施する。

・メディアには、工事番号、工事名、作成年月日、発注者、請負者、ウイルス対策ソフト、ウイルス定義、チェック年月日、フォーマット形式を記載する。

・データ容量が大きくて、メディアが複数枚にまたがる場合は、工事成果品データと図面データに分ける。

・メディアは正副別のソフトケースに収納し、提出すること。

4 監督員と協議して、確認用に出来形図面の電子データを出力したものを用意する。

— 14 —

簿冊様式 （別紙1）

表紙

令和　年度
工事番号：第○○号
工 事 名：－－－－－－道路改良工事

工 事 成 果 品

（位置図を添付）

請負者：○○-○○-○○A共企業体
発注者：　加川市長

背表紙

令和　年度
工事名：－－－－－－道路改良工事
請負者：○○-○○-○○A共企業体
工事番号第○○号

簿冊内
1項目 ： 工事位置図(路 線 図)を添付
工事位置図(住宅明細図)を添付
2項目 ： ファイル説明書の原本及び工事施工協議簿(様式-10)原本の監督員決裁欄記載ページを添付
3項目 ： 境界点等地先立会簿の原本を添付
4項目 ： 隣接工作物等所有者確認簿の原本を添付
5項目 ： メディアで正副各1部を添付

メディア(別紙2)

工事番号 ：
工事名 ：
作成年月日：
発注者 ：
請負者 ：

正 本

1枚のうち1

ウィルス対策ソフト ：
ウィルス定義 ：
チェック年月日 ：
フォーマット形式 ：

— 15 —

R内のフォルダ構成について （別紙3）

— 16 —

01 工事成果品一覧表 （別紙4）

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	資料内容	適用(しゅん功時CD成果品以外の提出条件)
00	ファイル説明書	PDF	A4版	本特記仕様書による	発注者に事前に書面で提出
01	施工計画書			共通仕様書による	発注者に事前に書面で提出 変更時はその都度提出
02	履行報告書			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出
03	休日作業の承認願い			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出
04	工事施工協議簿			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出
05	段階確認			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出
06	立会願い			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出
07	社内検査実施結果報告書			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出
08	使用資材承認願い			共通仕様書による	発注者に事前に書面またはメールで提出 変更時はその都度提出
09	使用資材集計表			共通仕様書による	
10	出来形総括一覧表			共通仕様書による	
11	品質管理報告書			共通仕様書による	
12	現場環境改善関係書類			共通仕様書による	
13	創意工夫・高度技術関係書類			共通仕様書による	
14	安全関連資料			ファイル説明書に取りまとめる	
15	工事写真帳			共通仕様書による	
16	その他				
16-1	工事カルテ関係書			ファイル説明書に取りまとめる	
16-2	境界点等地先立会簿			本特記仕様書による	施工前、しゅん功時、書面による提出を含む
16-3	隣接工作物等所有者確認簿			本特記仕様書による	施工前、しゅん功時、書面による提出を含む
16-4	建設業退職金共済関係書			本特記仕様書による	

※1 発注者から指示がある場合は、上記項目になくても提出すること。
※2 別冊として、「16の7 工事完成写真」を提出すること。

— 17 —

02 図面データ一覧表1 （別紙5）

01測量図面

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	丈量図	P21 PDF	A1版	1/500	発注者のデータをそのまま
2	現況平面図			1/500	発注者のデータをそのまま
3	計画平面図			1/500	発注者のデータをそのまま
4	占用物件調査図			1/500	発注者のデータをそのまま
5	支障物件調査図			1/500	発注者のデータをそのまま
6	現況排水系統図			1/500	発注者のデータをそのまま
7	交差点等詳細図			1/200	発注者のデータをそのまま
8	縦断図			V=1/100 H=1/500	発注者のデータをそのまま
9	横断図			1/100	発注者のデータをそのまま
10	取付横断図			1/100	発注者のデータをそのまま
11	標準断面図			1/50	発注者のデータをそのまま

04設計図面

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	計画平面図	P21 PDF	A1版	1/500	発注者のデータをそのまま
2	縦断図			V=1/100 H=1/500	発注者のデータをそのまま
3	横断図			1/100	発注者のデータをそのまま
4	土工定規図			1/50	発注者のデータをそのまま
5	その他詳細図			図示	発注者のデータをそのまま

※1 設計変更があり図面に変更があった場合は、「4設計変更図」として追記すること。

— 18 —

02 図面データ一覧表2 （別紙5）

05出来形図面

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	計画平面図	P21 PDF	A1版	1/500	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。
2	縦断図			V=1/100 H=1/500	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。
3	横断図			1/100	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。
4	土工定規図			1/50	発注者のデータをそのまま
5	その他詳細図			図示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。

※1 工事により異なったもの(縦断、排水、横断、区画線等)を追加する。
※2 計画平面、縦断、横断、その他詳細図については、設計図に対して上記に条件で実測値を記入する。
※3 計画平面、縦断、横断、土工定規、その他詳細図については、検定時に書面を用意しておく。

06工事完成図

	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	工事完成図	P21 PDF	B2版	図示	1区間ごとに作成 (施工した工事は1つにまとめる)

※1 P21への変換が困難な場合は、監督員と協議協議のこと。
※2 土木建設課のホームページに掲載している「工事成果品等作成マニュアル」により作成すること。

— 19 —

新	旧
○ページの削除	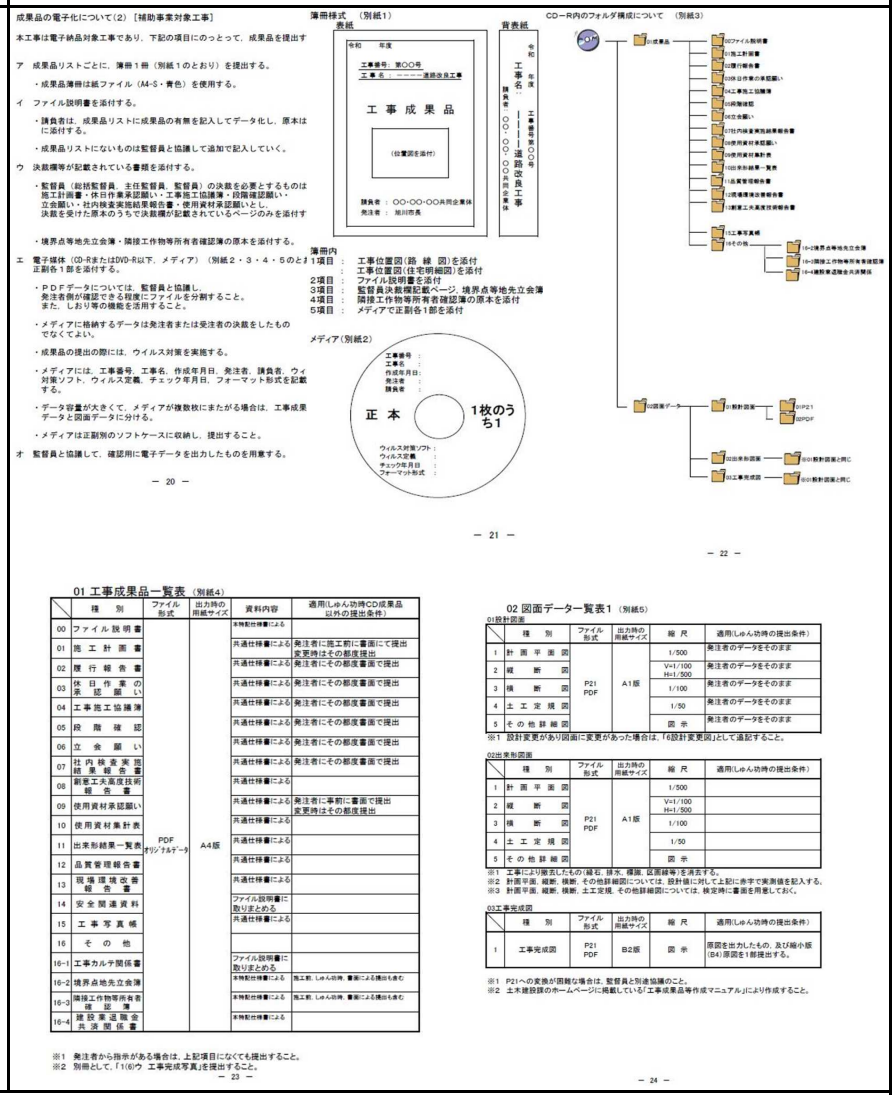
削除ページ：旧P.20～24	

成果品の電子化について（2）［補助事業対象工事］

本工事は電子納品対象工事であり，下記の項目にのっとって，成果品を提出す

ア　成果品リストごとに，簿冊１冊（別紙１のとおり）を提出する。

・成果品簿冊は紙ファイル（A4-S・青色）を使用する。

イ　ファイル説明書を添付する。

・請負者は，成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し，原本は
に添付する。

・成果品リストにないものは監督員と協議して追加で記入していく。

ウ　決裁欄等が記載されている書類を添付する。

・監督員（総括監督員，主任監督員，監督員）の決裁を必要とするものは
施工計画書・休日作業承認願い・工事施工協議簿・段階確認願い・
立会願い・社内検査実施結果報告書・使用資材承認願いとし，
決裁を受けた原本のうちで決裁欄が記載されているページのみを添付す

・境界点等地先立会簿・隣接工作物等所有者確認簿の原本を添付する。

エ　電子媒体（CD-RまたはDVD-R以下，メディア）（別紙２・３・４・５のと
正副各１部を添付する。

・ＰＤＦデータについては，監督員と協議し，
発注者側が確認できる程度にファイルを分割すること。
また，しおり等の機能を活用すること。

・メディアに格納するデータは発注者または受注者の決裁をしたもの
でなくてよい。

・成果品の提出の際には，ウイルス対策を実施する。

・メディアには，工事番号，工事名，作成年月日，発注者，請負者，ウィ
対策ソフト，ウィルス定義，チェック年月日，フォーマット形式を記載
する。

・データ容量が大きくて，メディアが複数枚にまたがる場合は，工事成果
データと図面データに分ける。

・メディアは正副別のソフトケースに収納し，提出すること。

オ　監督員と協議して，確認用に電子データを出力したものを用意する。

— 20 —

簿冊様式　（別紙1）

表紙

令和　年度

工事番号：第○○号

工 事 名 ：－－－－－道路改良工事

工 事 成 果 品

（位置図を添付）

請負者 ： ○○-○○-○○共同企業体

発注者 ： 旭川市長

背表紙

令和　年度

工事名：－－－－－道路改良工事

工事番号第○○号

請負者：○○-○○-○○共同企業体

簿冊内

1項目 ： 工事位置図（路 線 図）を添付

： 工事位置図（住宅明細図）を添付

2項目 ： ファイル説明書を添付

3項目 ： 監督員決裁欄記載ページ，境界点等地先立会簿

4項目 ： 隣接工作物等所有者確認簿の原本を添付

5項目 ： メディアで正副各1部を添付

メディア（別紙2）

工事番号 ：
工事名 ：
作成年月日：
発注者 ：
請負者 ：

正 本　　1枚のうち1

ウィルス対策ソフト ：
ウィルス定義 ：
チェック年月日 ：
フォーマット形式 ：

— 21 —

CD－R内のフォルダ構成について　（別紙3）

01成果品
01ファイル説明書
02施工計画書
03履行報告書
03休日作業の承認願い
04工事施工協議簿
05段階確認
06立会願い
07社内検査実施結果報告書
08創意工夫高度技術報告書
09使用資材承認願い
10使用資材集計表
11出来形結果一覧表
12品質管理報告書
13現場環境改善報告書
14安全関連資料
15工事写真帳
16その他
16-1工事カルテ関係書
16-2境界点等地先立会簿
16-3隣接工作物等所有者確認簿
16-4建設業退職金共済関係書

02図面データ
01設計図面
P21
PDF
02出来形図面
03工事完成図

— 22 —

01 工事成果品一覧表（別紙4）

	種　別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	資料内容	適用(しゅん功時CD成果品以外の提出条件)
00	ファイル説明書	PDF オリジナルデータ	A4版	本特記仕様書による	
01	施工計画書			共通仕様書による	発注者に施工前に書面にて提出 変更時はその都度提出
02	履行報告書			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出
03	休日作業の承認願い			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出
04	工事施工協議簿			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出
05	段階確認			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出
06	立会願い			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出
07	社内検査実施結果報告書			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出
08	創意工夫高度技術報告書			共通仕様書による	
09	使用資材承認願い			共通仕様書による	発注者に事前に書面で提出 変更時はその都度提出
10	使用資材集計表			共通仕様書による	
11	出来形結果一覧表			共通仕様書による	
12	品質管理報告書			共通仕様書による	
13	現場環境改善報告書			共通仕様書による	
14	安全関連資料			ファイル説明書に取りまとめる	
15	工事写真帳			共通仕様書による	
16	その他				
16-1	工事カルテ関係書			ファイル説明書に取りまとめる	
16-2	境界点地先立会簿			本特記仕様書による	施工前，しゅん功時，書面による提出も含む
16-3	隣接工作物等所有者確認簿			本特記仕様書による	施工前，しゅん功時，書面による提出も含む
16-4	建設業退職金共済関係書			本特記仕様書による	

※1　発注者から指示がある場合は，上記項目になくても提出すること。
※2　別冊として，「1(6)ウ　工事完成写真」を提出すること。

— 23 —

02 図面データ一覧表1（別紙5）

01設計図面

	種　別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	計画平面図	P21 PDF	A1版	1/500	発注者のデータをそのまま
2	縦断図			V=1/100 H=1/500	発注者のデータをそのまま
3	横断図			1/100	発注者のデータをそのまま
4	土工定規図			1/50	発注者のデータをそのまま
5	その他詳細図			図示	発注者のデータをそのまま

※1　設計変更があり図面に変更があった場合は，「6設計変更図」として追記すること。

02出来形図面

	種　別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	計画平面図	P21 PDF	A1版	1/500	
2	縦断図			V=1/100 H=1/500	
3	横断図			1/100	
4	土工定規図			1/50	
5	その他詳細図			図示	

※1　工事により撤去したもの（縁石，排水，構造，区画線等）を消去する。
※2　計画平面，縦断，横断，その他詳細図については，設計値に対して上記に赤字で実測値を記入する。
※3　計画平面，縦断，横断，土工定規，その他詳細図については，検定時に書面を用意しておく。

03工事完成図

	種　別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	工事完成図	P21 PDF	B2版	図示	原図を出力したもの，及び縮小版（B4）原図を1部提出する。

※1　P21への変換が困難な場合は，監督員と別途協議のこと。
※2　土木建設課のホームページに掲載している「工事成果品等作成マニュアル」により作成すること。

— 24 —

新

(9) 月単位の週休2日工事の実施について

ア 請負人は，契約後，月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い，協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組むものとする。
なお，月単位の週休2日が達成出来ない場合においても通期の週休2日による施工を行うこと。
イ 月単位の週休2日とは，対象期間の全ての月毎において，土日・祝日に関わらず，4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。
対象期間は，契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお，年末年始6日（12/29，30，31，1/1，2，3）間及び夏期休暇3日間（8/13，14，15），工場製作のみを実施している期間，工事全体を一時中止している期間，発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。
工事契約後，週休2日対象期間としていた期間において，請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は，受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
ウ 現場閉所とは，巡回パトロールや保守点検等，現場管理上必要な作業を行う場合を除き，現場が閉所された状態をいう。
なお，降雨，降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
エ 月単位の4週8休以上とは，対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下，「現場閉所率」）が28．5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし，暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は，その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に，4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
通期の4週8休以上とは，対象期間内の現場閉所率が，28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
また，降雨，降雪等による予定外の閉所日についても，現場閉所日数に含めるものとする。
オ 週休2日の確保の取組は，将来の担い手確保，入職しやすい環境づくりを目指すものであることから，週休2日による施工を実施する請負人は，その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
カ 週休2日の実施の確認方法は，次によるものとする。
（ⅰ）請負人は，週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し，施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。
（ⅱ）請負人は，実施結果を関係書類（日報，出勤簿，作業日誌，安全日誌等）を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。
キ 週休2日の実施状況について，発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には，請負人は協力するものとする。
ク 現場閉所の達成状況を確認後，履行状況に応じて，補正係数を乗じる。
なお，労務費分が明らかとなっていない単価等については，補正の対象としない。
（ⅰ）現場の閉所状況
上記エに示した現場の閉所状況を達成した場合
（ⅱ）補正方法
当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況を確認後，月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。ただし，工事着手前に通期の週休2日を希望した場合で，現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても，通期の補正係数となる。
ケ 請負人は，「週休2日工事」について，請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
コ 週休2日の実施計画書提出後，当該工事の全体工期については，影響はでないものの，一部の施工内容・箇所に変更があり，工期内での期限を設ける必要がある場合は，対象期間外と出来る場合があるので，受発注者間協議を行うこと。
サ 詳細については，旭川市ホームページにおいて掲載している「週休2日工事実施要領」を参照のこと。

※ 工事着手日とは，実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。
※ 工事完成日とは，後片付け作業（出来形測量や現場事務所，保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。

― 13 ―

○文言の修正

旧

(12) 月単位の週休2日工事の実施について

ア 請負人は，契約後，月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い，協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組むものとする。
なお，月単位の週休2日が達成出来ない場合においても通期の週休2日による施工を行うこと。
イ 月単位の週休2日とは，対象期間の全ての月毎において，土日・祝日に関わらず，4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。
対象期間は，契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお，年末年始6日（12/29，30，31，1/1，2，3）間及び夏期休暇3日間（8/13，14，15），工場製作のみを実施している期間，工事全体を一時中止している期間，発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。
工事契約後，週休2日対象期間としていた期間において，請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は，受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
ウ 現場閉所とは，巡回パトロールや保守点検等，現場管理上必要な作業を行う場合を除き，現場が閉所された状態をいう。
なお，降雨，降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
エ 月単位の4週8休以上とは，対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下，「現場閉所率」）が28．5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし，暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は，その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に，4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
通期の4週8休以上とは，対象期間内の現場閉所率が，28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
また，降雨，降雪等による予定外の閉所日についても，現場閉所日数に含めるものとする。
オ 週休2日の確保の取組は，将来の担い手確保，入職しやすい環境づくりを目指すものであることから，週休2日による施工を実施する請負人は，その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
カ 週休2日の実施の確認方法は，次によるものとする。
（ⅰ）請負人は，週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し，施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。
（ⅱ）請負人は，実施結果を関係書類（日報，出勤簿，作業日誌，安全日誌等）を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。
キ 週休2日の実施状況について，発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には，請負人は協力するものとする。
ク 現場閉所の達成状況を確認後，履行状況に応じて，補正係数を乗じる。
なお，労務費分が明らかとなっていない単価等については，補正の対象としない。
（ⅰ）現場の閉所状況
上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合
（ⅱ）補正方法
当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況を確認後，月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。ただし，工事着手前に通期の週休2日を希望した場合で，現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても，通期の補正係数となる。
ケ 請負人は，「週休2日工事」について，請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
コ 週休2日の実施計画書提出後，当該工事の全体工期については，影響はでないものの，一部の施工内容・箇所に変更があり，工期内での期限を設ける必要がある場合は，対象期間外と出来る場合があるので，受発注者間協議を行うこと。
サ 詳細については，旭川市ホームページにおいて掲載している「週休２日工事実施要領」を参　照のこと。

※ 工事着手日とは，実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。
※ 工事完成日とは，後片付け作業（出来形測量や現場事務所，保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。

― 25 ―

改定ページ：P.13

新	旧
(10) 月単位の週休2日交代制工事の実施について ア 請負人は，契約後，月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い，協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組むものとする。 なお，月単位の週休2日が達成出来ない場合においても通期の週休2日による施工を行うこと。 イ 月単位の週休2日とは，対象期間において，全ての月毎に技術者及び作業員などが交替しながら週休2日（4週8休）以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。 ウ 対象期間は，契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお，請負人の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。 エ 月単位の4週8休以上とは，対象期間内に現場に従事した技術者及び作業員などの全ての月で平均休日日数の割合（以下，「休日率」）が28．5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 通期の4週8休以上とは，対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 オ 週休2日の確保の取組は，将来の担い手確保，入職しやすい環境づくりを目指すものであることから，週休2日による施工を実施する請負人は，その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 カ 週休2日の実施の確認方法は，次によるものとする。 （ⅰ）請負人は，技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を施工協議簿とともに発注者へ提出する。 （ⅱ）請負人は，実施結果を関係書類を添付した施工協議簿により発注者へ報告する。 キ 週休2日の実施状況について，発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には，請負人は協力するものとする。 ク 対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの平均休日日数の割合に応じて，補正係数を乗じる。 （ⅰ）現場の休日状況 上記エに示した現場の閉所状況を達成した場合 （ⅱ）補正方法 当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。休日率の達成状況を確認後，月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。 ただし，工事着手前に通期の週休2日を希望した場合で，現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても，通期の補正係数となる。 ケ 請負人は，「週休2日工事」について，請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 コ 週休2日の実施計画書提出後，当該工事の全体工期については，影響はでないものの，一部の施工内容・箇所に変更があり，工期内での期限を設ける必要がある場合は，対象期間外と出来る場合があるので，受発注者間協議を行うこと。 サ 詳細については，旭川市ホームページにおいて掲載している「週休2日工事実施要領」を参照のこと。 ※ 工事着手日とは，実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは，後片付け作業（出来形測量や現場事務所，保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。 － 14 － ○文言の修正	**(13) 月単位の週休2日交代制工事の実施について** ア 請負人は，契約後，月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い，協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組むものとする。 なお，月単位の週休2日が達成出来ない場合においても通期の週休2日による施工を行うこと。 イ 月単位の週休2日とは，対象期間において，全ての月毎に技術者及び作業員などが交替しながら週休2日（4週8休）以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。 ウ 対象期間は，契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお，請負人の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。 エ 月単位の4週8休以上とは，対象期間内に現場に従事した技術者及び作業員などの全ての月で平均休日日数の割合（以下，「休日率」）が28．5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 通期の4週8休以上とは，対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 オ 週休2日の確保の取組は，将来の担い手確保，入職しやすい環境づくりを目指すものであることから，週休2日による施工を実施する請負人は，その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 カ 週休2日の実施の確認方法は，次によるものとする。 （ⅰ）請負人は，技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を施工協議簿とともに発注者へ提出する。 （ⅱ）請負人は，実施結果を関係書類を添付した施工協議簿により発注者へ報告する。 キ 週休2日の実施状況について，発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には，請負人は協力するものとする。 ク 対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの平均休日日数の割合に応じて，補正係数を乗じる。 （ⅰ）現場の休日状況 上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合 （ⅱ）補正方法 当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。休日率の達成状況を確認後，月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。 ただし，工事着手前に通期の週休2日を希望した場合で，現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても，通期の補正係数となる。 ケ 請負人は，「週休2日工事」について，請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 コ 週休2日の実施計画書提出後，当該工事の全体工期については，影響はでないものの，一部の施工内容・箇所に変更があり，工期内での期限を設ける必要がある場合は，対象期間外と出来る場合があるので，受発注者間協議を行うこと。 サ 詳細については，旭川市ホームページにおいて掲載している「週休２日工事実施要領」を参　照のこと。 ※ 工事着手日とは，実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは，後片付け作業（出来形測量や現場事務所，保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。 － 26 －
改定ページ：P.14	

新	旧
3 施工条件（選 択） ☑ (1) 本工事を施工するための条件 ☑ ア 本工事の施工に際して，本仕様書及び公示用設計図書に記載されていない事項については，「北海道建設部土木工事共通仕様書」，及び「道路事業設計要領」並びに下記図書のチェックのあるものに基づき実施すること。 ☑ 低騒音型・低振動型建設機械指定要領　☑ 国土交通省　土木構造物設計ガイドライン □ 北海道建設部　河川実務要領　□ 用地対策連絡協議会　標準仕様書 ☑ イ ☑ 別紙「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては，施工後でなければ数量が確認出来ない場合を除き，現地踏査終了後速やかに工事監督員と協議し，数量の確定を行い着手すること。 ☑ 概数の確定により数量の変更が生じた場合には，設計変更により処理する。 なお，設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。 □ 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は，標準的な工法により算出したものであるため，取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。 ☑ 当該工事において，設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を請負人に行わせる場合がある。 □ 当該工事のうち □ ＿＿＿＿＿＿ は，現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。 なお，□ ＿＿＿＿＿＿ は概数の確定後，工事に着手すること。 □ 当該工事のうち交通誘導警備員数は，請負人より提出された工程管理(ネットワーク等)を基に工事監督員と協議して数量を確定する。 ☑ ウ 非契約事項(数量)の取扱い 以下の図書において，細別欄を括弧書きで記した事項は，契約事項とならないものの数量であり，請負人の任意施工を拘束するものではない。 ただし，概数の確定や現場・設計図書の不一致等が生じた場合は，必要に応じて設計変更する。 ☑ 本工事の非契約事項については，（☑「北海道建設部土木工事工種体系化の手引き」 □ 別紙「工事数量総括表」）を参照すること。 — 23 — ○文言の削除	3 施工条件（選 択） ☑ (1) 本工事を施工するための条件 ☑ ア 本工事の施工に際して，本仕様書及び公示用設計図書に記載されていない事項については，「北海道建設部土木工事共通仕様書」，及び「道路事業設計要領」並びに下記図書のチェックのあるものに基づき実施すること。 ☑ 低騒音型・低振動型建設機械指定要領　☑ 国土交通省　土木構造物設計ガイドライン □ 北海道建設部　河川実務要領　□ 用地対策連絡協議会　標準仕様書 ☑ イ ☑ 別紙「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては，施工後でなければ数量が確認出来ない場合を除き，現地踏査終了後速やかに工事監督員と協議し，数量の確定を行い着手すること。 ☑ 概数の確定により数量の変更が生じた場合には，設計変更により処理する。 なお，設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。 □ 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は，標準的な工法により算出したものであるため，取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。 ☑ 当該工事において，設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を請負人に行わせる場合がある。 □ 当該工事のうち □ ＿＿＿＿＿＿ は，現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。 なお，□ ＿＿＿＿＿＿ は概数の確定後，工事に着手すること。 □ 当該工事のうち交通誘導警備員数は，請負人より提出された工程管理(ネットワーク等)を基に工事監督員と協議して数量を確定する。 ☑ ウ 非契約事項(数量)の取扱い 以下の図書において，細別欄を括弧書きで記した事項は，契約事項とならないものの数量であり，請負人の任意施工を拘束するものではない。 ただし，概数の確定や現場・設計図書の不一致等が生じた場合は，必要に応じて設計変更する。 ☑ 本工事の非契約事項については，（☑「北海道建設部土木工事工種体系化の手引き」 □ 別紙「工事数量総括表」）を参照すること。 ☑ エ 本工事は，（☑ 工事成果品について(1)[単独事業対象工事](P.14～19) □ 工事成果品について(2)[補助事業対象工事](P.20～24)）を基に成果品を提出すること。 — 35 —
改定ページ：P.23	

新

☑ (4) 盛土材・廃棄物関係

□ ア 本工事における盛土材については，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿より
令和　年　月　旬 ～ 令和　年　月　旬 までに，　□ 搬入する　□ 搬入される 予定である。
なお，詳細については発注後監督員と協議を行うこと。

☑ イ 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊，発生木材，アスファルトコンクリート塊）は，下表のとおり再資源化すること。
任意選定の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また，工事状況・再資源化施設の状況により，下表（発生土含む）によりがたい場合は，その理由並びに必要な資料を提出のうえ，変更等について工事監督員と協議すること。
土砂500m3以上，ｺﾝｸﾘｰﾄ塊・ｱｽﾌｧﾙﾄ塊・建設発生木材200t以上を搬出する工事の場合は再生資源利用促進計画を作成し提出すること。
また，作成した再生資源利用促進計画を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。
土砂500m3以上，砕石500t以上，加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物200t以上を搬入する工事の場合は再生資源利用計画を作成し提出すること。
また，作成した再生資源利用計画を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。

項　目	特定建設資材廃棄物 任意選定箇所(ｺﾝｸﾘｰﾄ塊)	任意選定箇所(ｱｽｺﾝ塊)	任意選定箇所(木材)	任意選定箇所(発生土)
運搬数量	t	t	t	m3
再資源化施設名又は受入先	----------	----------	----------	----------
住　所	----------	----------	----------	----------
運搬距離	Km	Km	Km	Km
電話番号	----------	----------	----------	----------
許可番号	----------	----------	----------	----------
受入期間	----------	----------	----------	----------
受入条件	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬		工期内
設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3	車道：2.30t/m3，歩道：2.15t/m3		1.6t/m3以上

特定建設資材区分	
コンクリート	☑
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	☑

— 25 —

○文言の追加

旧

☑ (4) 盛土材・廃棄物関係

□ ア 本工事における盛土材については，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿より
令和　年　月　旬 ～ 令和　年　月　旬 までに，　□ 搬入する　□ 搬入される 予定である。
なお，詳細については発注後監督員と協議を行うこと。

☑ イ 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊，発生木材，アスファルトコンクリート塊）は，下表のとおり再資源化すること。
任意選定の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また，工事状況・再資源化施設の状況により，下表（発生土含む）によりがたい場合は，その理由並びに必要な資料を提出のうえ，変更等について工事監督員と協議すること。

項　目	特定建設資材廃棄物 任意選定箇所(ｺﾝｸﾘｰﾄ塊)	任意選定箇所(ｱｽｺﾝ塊)	任意選定箇所(木材)	任意選定箇所(発生土)
運搬数量	t	t	t	m3
再資源化施設名又は受入先	----------	----------	----------	----------
住　所	----------	----------	----------	----------
運搬距離	Km	Km	Km	Km
電話番号	----------	----------	----------	----------
許可番号	----------	----------	----------	----------
受入期間	----------	----------	----------	----------
受入条件	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬		工期内
設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3	車道：2.30t/m3，歩道：2.15t/m3		1.6t/m3以上

特定建設資材区分	
コンクリート	☑
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	☑

☑ ウ 汚泥の取り扱いについて下記の通りとする。

(ｱ) 管洗浄により生じる汚泥は汚泥処理施設にて処理を行うこと。
(ｲ) 舗装切断作業に伴い，切断機械から発生する排水については，排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については関係機関等と協議の上，適正に処理すること。
(ｳ) 「適正に処理」するとは，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき，産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際，適正処理の為に必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
(ｴ) 無機質汚泥で再生処理できるものは再生処理施設で処理すること。
(ｵ) 有機質汚泥については中間処理後に下記処理センターにて最終処理すること。なお，中間処理施設で含水比50%未満まで抜水してから処分施設の指示に従うこと。
（株）旭川振興公社　旭川廃棄物処理センター
場所　旭川市江丹別町共和279－2　　TEL 0166－63－4153

☑ エ 当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

— 37 —

改定ページ：P.25

新

☑ ウ 汚泥の取り扱いについて下記の通りとする。

(ｱ) 管洗浄により生じる汚泥は汚泥処理施設にて処理を行うこと。
(ｲ) 舗装切断作業に伴い，切断機械から発生する排水については，排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については関係機関等と協議の上，適正に処理すること。
(ｳ) 「適正に処理」するとは，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき，産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際，適正処理の為に必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
(ｴ) 無機質汚泥で再生処理できるものは再生処理施設で処理すること。
(ｵ) 有機質汚泥については中間処理後に下記処理センターにて最終処理すること。なお，中間処理施設で含水比50%未満まで抜水してから処分施設の指示に従うこと。
（株）旭川振興公社　旭川廃棄物処理センター
場所　旭川市江丹別町共和279－2　　TEL 0166－63－4153

☑ エ 当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

☑ (5) 段階確認

以下のチェックのある項目において段階確認を行うこと。

☑ 丁張設置時	□ 排水構造物工設置完了時	□ 構造物埋戻前
☑ 路床仕上げ完了時	□ 構造物鉄筋工完了時	□ 舗装取壊厚確認時
☑ 舗装工（下層路盤）完了時	□ 構造物型枠工完了時	□ コンクリート取壊寸法確認時
□ 舗装工（アスファルト）施工前	□ 構造物コンクリート打設時	□
□ 排水構造物工床仕上げ完了時	□ コンクリート埋戻強度確認時	□
☑ 排水構造物工基礎工完了時	□ コンクリート設計基準強度確認時	

○文言の移動

旧

☑ (5) 段階確認

以下のチェックのある項目において段階確認を行うこと。

☑ 丁張設置時	□ 排水構造物工設置完了時	□ 構造物埋戻前
☑ 路床仕上げ完了時	□ 構造物鉄筋工完了時	□ 舗装取壊厚確認時
☑ 舗装工（下層路盤）完了時	□ 構造物型枠工完了時	□ コンクリート取壊寸法確認時
□ 舗装工（アスファルト）施工前	□ 構造物コンクリート打設時	□
□ 排水構造物工床仕上げ完了時	□ コンクリート埋戻強度確認時	□
☑ 排水構造物工基礎工完了時	□ コンクリート設計基準強度確認時	

その他必要な事項について監督員と協議すること。

改定ページ：P.26

新	旧
□（14）公共基準点（街区基準点等）の一時的な撤去・再設置及び移設について □　街区三角点の移設　点 □　街区多角点の移設　点 □　点 ・街区基準点等の復元・移設作業に先立ち，土木管理課地籍調査係に所定の届出をし，規定の手続きを行うこと。 ・作業においては「旭川市公共測量作業規定（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/407/p008855.html）」に基づき実施すること。 ・成果として，地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れることとする。 □（15）民地排水接続について ・民地排水の接続については，地権者に事前に聞き取りを行い，接続が必要かを確認すること。 ・施工に際しては，維持管理の観点から極力曲げずに市管理の排水に接続するか，雨水桝に接続するなど維持管理しやすい配慮をすること。 なお，民地排水管の勾配は1%以上とすること。 ・排水方式が中央集水方式の場合は，凍結防止の観点から，民地排水管と雨水桝の接続距離を可能な限り短くするため，雨水桝の設置位置について監督員と協議して決定すること。 ・上記に際しては，1箇所ごとに位置や工事後の接続状況などを写真撮影すること。 □（16）管渠工（鉄筋コンクリート管）出来形管理基準について ・管渠工（鉄筋コンクリート管）の90°，180°，360°砂利基礎については，旭川市水道局下水道工事標準仕様書の出来形管理基準に準拠すること。 □（17）その他 ・本工事は下記のとおり実施するものとする。 ・本工事において，受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。 — 34 — ○文言の削除	□（14）公共基準点（街区基準点等）の一時的な撤去・再設置及び移設について □　街区基準点の復元　（撤去・再設置，高さ調整）　点 □　街区三角点の移設　点 □　街区多角点の移設　点 □　点 ・街区基準点等の復元・移設作業に先立ち，土木管理課地籍調査係に所定の届出をし，規定の手続きを行うこと。 ・作業においては「旭川市公共測量作業規定（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/407/p008855.html）」に基づき実施すること。 ・成果として，地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れることとする。 □（15）民地排水接続について ・民地排水の接続については，地権者に事前に聞き取りを行い，接続が必要かを確認すること。 ・施工に際しては，維持管理の観点から極力曲げずに市管理の排水に接続するか，雨水桝に接続するなど維持管理しやすい配慮をすること。 なお，民地排水管の勾配は1%以上とすること。 ・排水方式が中央集水方式の場合は，凍結防止の観点から，民地排水管と雨水桝の接続距離を可能な限り短くするため，雨水桝の設置位置について監督員と協議して決定すること。 ・上記に際しては，1箇所ごとに位置や工事後の接続状況などを写真撮影すること。 □（16）管渠工（鉄筋コンクリート管）出来形管理基準について ・管渠工（鉄筋コンクリート管）の90°，180°，360°砂利基礎については，旭川市水道局下水道工事標準仕様書の出来形管理基準に準拠すること。 □（17）その他 本工事は下記のとおり実施するものとする。 ・本工事において，受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。 — 46 —
改定ページ：P.34	

新	旧
□（17）その他 ・ 本工事は下記のとおり実施するものとする。 ・本工事において，受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。 — 35 — ○文言の移動	□（14）公共基準点（街区基準点等）の一時的な撤去・再設置及び移設について □ 街区基準点の復元 （撤去・再設置，高さ調整） 点 □ 街区三角点の移設 点 □ 街区多角点の移設 点 □ 点 ・ 街区基準点等の復元・移設作業に先立ち，土木管理課地籍調査係に所定の届出をし，規定の手続きを行うこと。 ・ 作業においては「旭川市公共測量作業規定（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/407/p008855.html）」に基づき実施すること。 ・ 成果として，地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れることとする。 □（15）民地排水接続について ・ 民地排水の接続については，地権者に事前に聞き取りを行い，接続が必要かを確認すること。 ・ 施工に際しては，維持管理の観点から極力曲げずに市管理の排水に接続するか，雨水桝に接続するなど維持管理しやすい配慮をすること。 なお，民地排水管の勾配は1%以上とすること。 ・ 排水方式が中央集水方式の場合は，凍結防止の観点から，民地排水管と雨水桝の接続距離を可能な限り短くするため，雨水桝の設置位置について監督員と協議して決定すること。 ・ 上記に際しては，1箇所ごとに位置や工事後の接続状況などを写真撮影すること。 □（16）管渠工（鉄筋コンクリート管）出来形管理基準について ・ 管渠工（鉄筋コンクリート管）の90°，180°，360° 砂利基礎については，旭川市水道局下水道工事標準仕様書の出来形管理基準に準拠すること。 □（17）その他 本工事は下記のとおり実施するものとする。 ・本工事において，受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。 — 46 —
改定ページ：P.35	

新		旧		
p4	p30	p3	p29	p50
p5	p31	p4	p30	p51
p6	p32	p5	p31	p52
p7	p33	p6	p32	p53
p8	p34	p7	p33	p54
p14	p35	p8	p34	p55
p15	p36	p14	p35	p56
p16	p37	p15	p36	p57
p17	p38	p16	p37	p58
p18	p39	p17	p38	p59
p19	p40	p18	p39	p60
p20	p41	p19	p40	
p21	p42	p20	p41	
p22	p43	p21	p42	
p23	p44	p22	p43	
p24	p45	p23	p44	
p25	p46	p24	p45	
p26	p47	p25	p46	
p27	p48	p26	p47	
p28	p49	p27	p48	
p29		p28	p49	
○ページ番号変更				
改定ページ：P.4～P.49				